令和２年度『しずおか木使い施設推進事業』のご案内

品質の確かな「しずおか優良木材」「ＪＡＳ製品」等を使って、木造施設の新築・増改築、施設の木質化をする方に助成します。

１　申請内容

(1)　**申請期間：２０２０年４月１日（水）～２０２１年２月２２日（月）**

(2)　**助 成 額（１棟当り）**

区　分	木造施設の新築・増改築			施設の木質化　※木材による装飾等の材積			
しずおか優良木材等使用量	10～15m³未満	15～20m³未満	20m³以上	２～10m³未満	10～15m³未満	15～20m³未満	20m³以上
助　成　額	**13 万円**	**21 万円**	**30 万円**	**６万円**	**13 万円**	**21 万円**	**30 万円**

(3)　**見込棟数：１７０棟程度（予算の範囲内において先着順）**

２　申請条件：次の条件をすべて満たす場合に申請することができます。

【共通の条件】

(1)　自らが居住する目的以外のために、静岡県内において、木造施設を建築（新築・増改築）もしくは施設を木質化すること。（国および地方公共団体の施設を除く）
なお、対象施設は、建築基準法に定める「建築物」とする。（店舗などとの兼用住宅は対象施設に含める）

(2)　しずおか優良木材等を使った部分の施工完了が**２０２１年３月８日まで**であること。

(3)　アンケートや建築現場の見学会開催に協力できること。

(4)　施工者の製品購入先が、静岡県産材証明制度により産地を証明でき、かつ合法性を証明できる業者であること。

【木造施設の新築・増改築】

(1)　**しずおか優良木材等** ※[1] を**１０m³以上**使用すること。

(2)　しずおか優良木材等のうち、**森林認証材** ※[2] を**５０％以上**使用すること。

(3)　主要構造材（柱、梁桁、トラス、土台）に製材を使用する場合、静岡県産材証明制度によって産地を証明された**ＪＡＳ機械等級区分構造用製材**を使用すること。（一部でも可）

> ※[1]　しずおか優良木材等とは
> ・しずおか優良木材認証審査会が認定した認定工場が生産した認証製品または同会が個別に認証した製品
> ・静岡県産材証明制度によって産地を証明され、かつ合法性を証明された JAS・JIS 製品

> ※[2]　森林認証材とは
> 森林認証制度（ＦＳＣまたはＳＧＥＣ）によって、持続可能な管理が行われている森林（森林認証林）から生産された木材を、適切な分別管理を行うＣｏＣ認証事業体が加工したことを証明された製品

【施設の木質化】

(1)　木材による装飾等 ※[3] の部分に、**しずおか優良木材等** ※[1] を**２m³以上**使用すること。

(2)　しずおか優良木材等のうち、**森林認証材** ※[2] **を５０％以上**使用すること。

> ※[3]　装飾等とは
> 仕上げ材や、建物と一体になっているデッキやルーバーなどの外構材

３ 申請から交付までの流れ

(1) **補助金交付申請**：**静岡県森林組合連合会**（以下、県森連）宛に、下表の書類を郵送または直接持参してください。

○申請期限　【木造施設の新築・増改築】**木工事着工の２週間前まで**
【施設の木質化】**補助対象工事着工２週間前まで**

※2020 年 4 月 1 日から 4 月 30 日までの工事着工の場合は、2020 年 4 月 16 日までに申請してください。

申　請　時　　提　出　書　類	木造施設	木質化
① 補助金交付申請書　（新築・増改築：様式第１号、木質化：様式第２号）	○	○
② 木びろい表（木造建築：様式第 10 号、木質化：様式第 11 号）	○	○
③ 現地案内図、各階平面図（写）	○	○
④ 建築確認済証（写）または建築工事届出書（写）	○	－
⑤ 建築確認済証（写）または建築工事届出書（写）若しくは工事請負契約書	－	○

(2) **書類審査**：県森連が書類の内容を審査します。
(3) **交付決定通知**：書類に問題がなければ、県森連から申請者へ交付決定通知を送付します。
(4) **工事着工**：施工者が対象工事に着手します。
(5) **現地確認検査**：県森連が現地確認検査を実施します。（抽出検査のため、実施しない場合あり）
(6) **しずおか優良木材等を使った部分の施工完了**：施工者が補助対象工事の施工を完了します。
(7) **補助金実績報告書、請求書の提出**：しずおか優良木材等を使った部分の施工完了後、**10 日以内**に、下表の書類を提出してください。

実　績　報　告　時　　提　出　書　類	木造施設	木質化
① 補助金実績報告書　（様式第４号）	○	○
② しずおか優良木材等製品出荷証明書　（様式第６号）	○	○
③ 県産材販売管理票（写）	○	○
④ 森林認証材が証明できる書類（②または③の書類などで確認）	○	○
⑤ 写真 ※ 施工途中で、しずおか優良木材等が確認できるもの および しずおか優良木材等を使った部分の施工完了時のもの。しずおか優良木材の場合はS-WOODシールとのぼり旗を入れること。また、JAS･JIS 製品の場合は、JAS･JISマークを入れること。	○	○
⑥ 請求書（様式第７号）	○	○

(8) **書類審査**：県森連で書類内容を審査します。
(9) **交付確定通知**：書類に問題がなければ、県森連から申請者へ交付確定通知を送付します。
(10) **補助金の交付**：県森連から申請者へ補助金を交付します。

４ 他事業との併用

・県の「住んでよし しずおか木の家推進事業」との併用はできません。
・国や市町などの事業との併用の制限はありません。
・併用予定の事業内容をご確認のうえ、ご不明な点は下記にお問合せください。

５ 申込・問合せ先

【申込・問合せ】○ **静岡県森林組合連合会**（土曜・日曜・祝祭日は休業）
〒420-8601　静岡市葵区追手町 9-6 県庁西館９階
【TEL】054-253-0195　【E-mail】s-wood@s-kenmori.net
【問合せ】○ 静岡県林業振興課【TEL】054-221-2691　【E-mail】rinshin@pref.shizuoka.lg.jp